

一人ひとりが大切になる社会

区では「人権推進指針」に基づき、パネル展や講演会、人権擁護委員活動の支援等を通して、人権啓発に取り組んでいます。

現在改定中の人権推進指針（次頁右下枠内参照）や人権週間パネル展（下参照）においても、人権課題として本面に記載の項目を取り上げていますので、人権週間の機会に、多くの方にご覧いただければと思います。

人権週間パネル展 北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展

平和なまち絵画コンテスト作品展同時開催

期間 11月29日(土)～12月18日(木) 時間 午前9時～午後5時

会場 荒川さつき会館1階ロビー

※各相談窓口は、指定があるもの以外、祝等はお休みです

インターネットによる人権侵害をなくしましょう

インターネット上では、誹謗中傷や差別的な書き込みが後を絶ちません。

他人が不快に思うことや個人情報を不用意に書き込まない等、正しく利用し、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

被害をうけたときは、ためらわずに相談してください。

▶違法・有害情報相談センター（総務省）（右の二次元コード）
HP: <https://l.haho.jp/>

▶こどものネット・スマホのなやみを解決「こたエール」（東京都）（右の二次元コード）
HP: <https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

ハラスメントはやめましょう

相手を不快にし、尊厳を傷つけるハラスメントには、職場内のパワーハラスメント、顧客からのカスタマーハラスメント、セクシャルハラスメント等があります。

互いに相手の気持ちに配慮した言動を心がけるとともに、ハラスメントで悩んでいる方は、一人で悩まず相談してください。

▶みんなの人権110番（東京法務局）
☎ 0570 (003) 110 (月～金午前8時30分～午後5時15分)

▶東京都ろうどう110番（東京都）☎ 0570 (00) 6110 (月～金午前9時～午後8時、土午前9時～午後5時)

▶東京都カスタマーハラスメント総合相談窓口（東京都）
☎ 0120 (182) 276 (月～金午前9時～午後5時)

子どもの権利を守りましょう

児童虐待・いじめ・性被害等により、子どもの命が奪われたり、こころが傷つけられたりする事件が起きています。

子どもの命とこころを守るため、地域全体で子どもや家庭を見守り、支えましょう。

▶児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189 (24時間・年中無休)

▶荒川区子ども家庭総合センター ☎ (3802) 3765 (月～金午前8時30分～午後5時15分)

▶あらかわ子どもほっとらいん（右の二次元コード）

▶子供・保護者専用性被害相談ホットライン（東京都）
☎ 0120 (333) 891 (24時間・年中無休)

女性の人権を守りましょう

女性は、DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力・性被害、ストーカー被害等を受けるリスクが高く、また、家事や育児の負担も大きいとされています。

性別に関わらず、互いの立場を尊重し、個性と能力が十分發揮できるよう協力し合いましょう。

悩みがあるときは、一人で悩まず相談してください。

- ▶ 東京都女性相談支援センター（東京都）☎ (5261) 3110 (月～金午前9時～午後9時、土・日・祝、年末年始は午後5時まで)
- ▶ DV相談+（内閣府）☎ 0120 (279) 889 (24時間・年中無休)
- ▶ 荒川区配偶者暴力相談支援センター ☎ (3806) 3075 (月～金午前8時30分～午後5時)
- ▶ ここと生き方・DVなんでも相談（アクト21）☎ (3809) 2890 (第1水～金午後5時～8時、第1金・第2水・第4水・金午前10時～午後4時、第2金・第3水・金午後2時30分～8時、第2土午前10時～午後3時（予約制）)
- ▶ 相談ほっとLINE@東京 性被害相談窓口（東京都）（右の二次元コード）（月～水・金・土午後4時～9時（受付：午後8時30分まで））



高齢者の人権を尊重しましょう

家族や介護者等による高齢者への暴言・暴力、資産（金銭）の搾取や利用の制限等の事案が発生しています。

高齢者が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、高齢者の尊厳に配慮し、地域ぐるみで高齢者の人権を守りましょう。



- ▶ おとしょりなんでも相談（区役所2階高齢者福祉課⑤番窓口）☎ 内線2675 (月～金午前8時30分～午後5時15分)

- ▶ 各地区的地域包括支援センター
 - ・南千住東部☎ (3805) 5702
 - ・南千住西部☎ (5604) 5710
 - ・荒川☎ (5855) 3323
 - ・町屋☎ (3894) 3568
 - ・成年後見・権利擁護センター あんしんサポートあらかわ（荒川区社会福祉協議会）☎ (3802) 3396 (月～金午前9時～午後5時15分)

障がいへの理解を深めましょう

障がいのある方に対する偏見や心ない言葉の投げかけ等の「心のバリア」、合理的配慮の不足等がみられます。

障がいへの理解を深め、身の周りのバリアを取り除くための配慮や協力をしましょう。



- ▶ 障害者福祉課相談支援係（区役所1階）☎ 内線2685 (月～金午前8時30分～午後5時15分)

- ▶ 荒川区障がい者虐待防止・差別解消センター☎ (3802) 3151 (24時間・年中無休)

外国人への偏見や差別をなくしましょう

外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）や、外国人に関する不正確な情報の拡散等が社会的な問題となっています。

文化等の多様性や外国人の生活習慣等を理解し、お互いを尊重し合う関係を築いていきましょう。

偏見や差別等で困ったときは、外国語で相談できる窓口があります。

- ▶ 外国語人権相談ダイヤル（法務省）☎ 0570 (09) 0911 (月～金午前9時～午後5時)
- ▶ 外国語インターネット人権相談受付窓口（法務省）（右の二次元コード）
HP: <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>
【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

多様な性のあり方を認め合いましょう

「法律上の性」と「心の性」が一致していないことや、「好きになる性」が同性や両性に向いていること等に対する偏見や差別に悩み、生きづらさを感じている人がいます。

ジェンダー・アイデンティティを理解し、日々から配慮した言動を心がけましょう。

当事者のほか、家族・職場関係の方も利用できる相談窓口があります。

- ▶ L G B T専門相談（アクト21）☎ (3809) 2890 (第4火午後4時～6時（予約制）※祝の場合は第3火)
- ▶ Tokyo L G B T相談専門電話相談（東京都）[当事者・家族等]☎ 050 (3647) 1448 (火・金午後6時～10時)
[事業者]☎ 050 (3138) 4011 (火・金午前10時～午後5時)

部落差別（同和問題）を正しく理解しましょう

特定の地域の出身であることを理由とした部落差別（同和問題）は、封建時代の身分制度や人々の意識に起因し、今日においても、インターネット上で特定の地域を同和地区として掲載する等の悪質な事案が発生しています。

近年、同和問題を知らない人が増えており、一人ひとりが正しい知識を持ち、差別解消に取り組んでいく必要があります。

- ▶ 総務企画課人権推進係（区役所4階）☎ 内線2271 (月～金午前8時30分～午後5時15分)
- ▶ 同和問題に関する専門相談（東京都）☎ (6240) 6035 (火・金午前9時～正午、午後1時～5時)

犯罪被害者やその家族に寄り添いましょう

犯罪被害に遭った方やその家族は、周囲の心ないうわさや中傷・偏見等により精神的な苦痛（二次被害）が続くことがあります。

特に性犯罪・性暴力の被害者は、他人に知られたくない等の理由から相談しづらいことがあるため、周囲の配慮とともに、安心して相談できる機関につなぐことが大切です。

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間です

被害者やその家族が置かれた状況や心情を理解し、当事者の心情に寄り添った対応をしましょう。

- ▶ 公益社団法人被害者支援都民センター☎ (3222) 9050 (月・火・金午前9時30分～午後5時30分、水・木午前9時30分～午後7時)
- ▶ 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤルNaNa）☎ (5577) 3899 (24時間・年中無休)

拉致問題への関心を持ち続けましょう

1970年代から80年代にかけ、北朝鮮当局により、日本各地で多くの日本人が拉致されました。拉致の可能性がある特定失踪者の中には、当時区内に在住していた2名も含まれており、関心と認識を深め、風化させないことが必要です。

12月10日～16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

- ▶ 内閣官房拉致問題対策本部（右の二次元コード）
HP: <https://www.rachi.go.jp/>



このほかにも、さまざまな人権課題があります

災害に伴う人権問題

- 災害時の避難所でのプライバシーの確保や、高齢者・障がい者・難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人・性的マイノリティ等の要配慮者の特性に合わせた配慮・環境整備等が行き届かない課題があります
- 風評に基づく心ない嫌がらせ等で、被災地から避難された方々を傷つけることのないようにしましょう

感染症に関する偏見や差別

- H I V感染・エイズ、ハンセン病等の感染症では、病気に対する誤った知識や理解不足により、職場や日常生活等におけるさまざまな場面で、患者や元患者、その家族に対する差別やプライバシー侵害等の問題が発生しています
- 感染症に対する正しい知識と理解を深め、偏見や差別をなくしましょう
- アイヌの人々に対する偏見や差別
- 北海道を中心とした地域に古くから住むアイヌの人々は、近世以降の国の政策によって、伝統的な生活様式等の生活基盤や独自の文化を失い、さまざまな差別を受けてきました
- アイヌの人々の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、偏見や差別を解消していきましょう

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見、悪意のあるうわさ等により、住居の確保や就職が難しくなる等、円滑な社会復帰の妨げとなる場合があります
- 刑を終えて出所した人が更生できるよう社会全体で理解を深め、支援していきましょう

路上生活者に対する偏見や差別

- さまざまな理由で路上生活を余儀なくされている方々に対する嫌がらせや暴行事件等が発生しています
- 路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性を理解し、路上生活者に対する偏見や差別をなくしましょう

人身取引

- 人身取引は、犯罪組織等が、暴力や脅迫等の手段を用いて、女性や子ども等を別の国や場所に移動させ、性的搾取や強制労働等を強要する犯罪であり、重大な人権侵害です
- 一人ひとりがその実態を知り、社会全体の問題として受け止め、犯罪防止に努めましょう

個人情報の流出・プライバシー侵害

- 本人の了解を得ずに秘密を暴露するアウティングや、インターネット上の掲示板等への個人情報の無断公開等、他人のプライバシーを侵害する行為が問題となっています
- 他人の個人情報を漏洩したり、プライバシーを侵害したりすることのないようにしましょう

荒川区人権推進指針（改定案） パブリックコメントを実施中

ご意見をお寄せください

人権推進指針とは？

区が施策を推進するための基本的な

方向を人権擁護の視点から明らかにし、区と区民・事業者・関係機関とが

協働し、人権尊重の理念の行き渡った

まちづくりに取り組んでいくための区の

基本姿勢を示すものです。

なぜ改定するの？

社会状況が変化する中、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めしていくため、指針の改定を行います。



対象	次のいずれかに該当する方